

資料編

- 資料1 用語解説
- 資料2 関連する条例等
- 資料3 行田市環境審議会委員名簿
- 資料4 計画策定の経緯
- 資料5 諮問・答申

資料1 用語解説

あ 行

一般廃棄物（P13, 32）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出される生活ごみ（いわゆる家庭ごみ）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の廃棄物も事業系ごみ（いわゆるオフィスごみなど）として含まれる。

ESG投資（P8）

従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資。

EV（P36）

EVはElectric Vehicle（電気自動車）の略称。電動モーターで駆動させる自動車。

エコライフDAY（P23）

簡単なチェックシートを利用して、一日、参加者に二酸化炭素削減・省エネなど地球温暖化防止と環境に配慮した生活を経験してもらう取り組み。

SDGs（P1, 38）

SDGsはSustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015（平成27）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

NPO（P23）

NPOはNon-Profit-Organization（民間非営利組織）の略称。環境保全などの公共の利益を目的として非営利で活動する市民団体の総称として使われる。

LED（P9, 11）

通常の電球や蛍光灯にかわり、省電力で長寿命な発光ダイオードを用いた照明のことで、省エネルギーの効果が高い。

温室効果ガス（P3, 5, 9, 25, 27, 29, 30, 34）

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスという。温室効果ガスとしては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素が主な7物質となる。

か 行

カーボンニュートラル（P3, 5, 9, 25, 27, 28, 29, 34）

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすること。

外来生物（P15, 34, 41）

国外や国内の他地域から人為的（意図的または非意図的）に持ち込まれることにより、本来の分布域を越えて生息または生育する生物。

化石燃料（P3）

生物の死骸や枯れた植物などが地中で変質してできた燃料のことをいう。石油や石炭、天然ガスなどがあり、エネルギーの約 85%は化石燃料から得ているが、大気汚染や地球温暖化、酸性雨などの原因となるほか、再生産ができず有限であることから、使用量の削減や化石燃料に代わる新たなエネルギーの確保が課題。

合併処理浄化槽（P36, 39, 41）

し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽のこと。生活排水は、河川などの水質汚濁の原因となっており、浄化槽法の改正により（平成13年度施行）、浄化槽の新設時には合併処理浄化槽の設置が義務付けられている。

感覚公害（P17, 37）

悪臭、騒音、振動など、人の感覚を刺激して、不快感として受け止められる公害のこと。

環境基準（P8, 17, 18, 19, 20, 26, 36）

環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定めている。ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法で定めている。これは、行政上の政策目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

環境保全型農業（P35, 40）

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

環境マネジメントシステム（P40）

企業などが環境保全のための行動を計画、実行、評価するために方針や目標、計画などを定め、これを実行、点検して見直すシステム。

希少種（P15, 34）

野生生物のうち、その個体数が著しく少ないか、または、著しく減少しつつあることなどにより、その種の存続に支障を来す事情があるもの。

行田市ゼロカーボンシティ宣言（P1, 9, 25）

ゼロカーボンシティとは、「2050年までに二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す」を首長自らが宣言し公表した自治体のことで、行田市では、2022（令和4）年1月5日に宣言している。

クーリングシェルター（P30）

適当な冷房設備が備わっていること、熱中症特別警戒情報が発令されたときに住民等に開放できること等の要件を満たした指定暑熱避難施設のこと。気候変動適応法に基づき、市町村が指定することができる。

公害（P4, 8, 20, 26, 40）

環境基本法では、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」をいう。この「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産、動植物とその生息・生育環境が含まれる。

光化学オキシダント（P8, 17）

工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫外線に反応してつくられるオゾンやアルデヒドなどの酸化力の強い大気汚染物質のことをいい、眼や気道の健康障害が起こる光化学スモッグなどの原因となる。

公共下水道（P39, 41）

市街地の雨水をすみやかに河川等へ排除し、また、家庭や工場から排水される汚水を集め終末処理場で処理し河川等に放流するもので、市町村が建設・管理する下水道。

公共用水域（P17, 36）

河川や湖沼、港湾など、公共用に供される水域と、これらに接続する公共溝渠、かんがい用水路などの公共用に供される水路のこと。

さ 行

サーキュラーエコノミー（P3, 6, 13, 25, 31）

大量生産・大量消費・大量廃棄が一方向に進むリニアエコノミー（線形経済）から、あらゆる段階で資源の効率的・循環的利用を図り、資源の投入量や消費量、廃棄物を最小限に抑えること、新しい産業や雇用の創出までを含めた循環経済のこと。

サーマルリカバリー (P11, 41)

廃棄物を焼却して得られる熱エネルギーを回収することで、回収した熱は、廃棄物発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用している例がある。

最終処分場 (P32)

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分するために必要な場所及び施設・設備の総体をいう。産業廃棄物最終処分場には、安定型（廃プラスチック等）、管理型（汚泥等）、しゃ断型（有害物質を埋立基準以上含む廃棄物）がある。

再生可能エネルギー (P11, 12, 25, 29, 39, 40, 41)

太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、生物由来のエネルギーや資源であるバイオマスなど、永続的に利用することができるエネルギーの総称。

里地里山 (P7)

都市と自然との間に位置する山あいなどの集落（民家）とこれらを取り巻く林地や農地、川、池などを一つのまとまりとしてとらえた地域概念のこと。一般的に、集落を取り巻く林地を里山、それに農地などを含めた地域を里地と呼ぶ。

GHG (P26)

Greenhouse Gasの略称。温室効果ガスのことで、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素がある。

J-クレジット制度 (P40, 41)

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。本制度により創出されたクレジットは、経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、さまざまな用途に活用できる。

次世代型交通システム (P25, 27)

最先端の情報通信技術を駆使して、安全で運転しやすく、経済的で環境にもやさしい車社会の実現を目指すシステム。現在のカーナビゲーションに加え、道路交通情報のリアルタイム提供、自動運転、料金所での自動収受、公共交通優先のための信号制御などの開発が進んでいる。

持続可能な開発のための教育 ESD (P8)

ESDはEducation for Sustainable Developmentの略称。持続可能な社会づくりの担い手を育むため、地球規模の課題を自分のこととしてとらえ、その解決に向けて自分で考え行動を起こす力を身につけるための教育。

食品ロス（P6, 25, 32, 33, 40, 41）

食べられるにもかかわらず捨てられる食品。事業活動に伴って発生するものと家庭から発生するものがある。

循環型社会（P3, 6, 31）

製品などが廃棄物になることを抑制し、それらが収集・廃棄されたときに有用なものを循環的に利用し、循環的利用ができないものは適正に処分して天然資源の消費を抑制し、環境負荷を低減する社会をいう。

水素イオン濃度[pH]（P18）

水の酸性、アルカリ性を表す指標で、中性の水ではpH 7、酸性では7よりも小さく、アルカリ性では7よりも大きくなる。試験紙やガラス電極pHメーターなどで測定する。水質の生活環境項目の一つとして測定されている。

生態系（P7, 9, 15, 30, 34, 35, 46）

植物、動物などの生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境を総合した系（システム）。生態系は動物・植物の再生産や、水や大気を循環させる仕組みを持っており、人間は食料・水・木材など様々な恩恵を受けている。

生物化学的酸素要求量[BOD]（P18）

水質の生活環境項目の一つであり、河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいう。単位は mg/l で表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

生物多様性（P3, 7, 25, 34, 35）

地球上の生物及びその生息・生育環境の多様さを表す概念。生物多様性条約では、「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義している。

た 行

ダイオキシン類[DNX]（P17, 19, 21, 41）

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ダイオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称。多くの異性体があり、毒性が異なる。ダイオキシン類の量は最も毒性の強い異性体に換算した値（毒性等量＝TEQ）で表す。

脱炭素（P9, 27）

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を「実質ゼロ」にすることで、「実質ゼロ」とは排出が避けられない二酸化炭素などを回収することを指している。

多面的機能支払交付金（P23）

農業者等による水路の泥上げや農道の路面維持、ため池の軽微な補修及び農地法面の草刈りなど、地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動の支援のために支払われる交付金。

地球温暖化（P3, 5, 12, 25, 31, 46）

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める効果がある。近年、化石燃料の燃焼等の人間活動の拡大に伴い、大気中の温室効果ガスが増加しており、将来地球の気温が上昇し、洪水や暴風雨による被害増加、数億人規模の深刻な水不足、種の絶滅リスクの増加など、生活環境や生態系へ大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

地産地消（P29, 35, 39, 41）

地域で生産された農産物やエネルギーを地域で消費すること。または、地域で必要とする農産物やエネルギーは地域で生産すること。

低公害車（P36, 40）

従来のガソリン車やディーゼル車に比べ大気汚染物質である窒素酸化物や温室効果ガスである二酸化炭素の排出が少ない車。電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び国土交通省が認定した低排出ガス自動車などがある。

低炭素（P3）

化石燃料に依存した現在の社会からの脱却を進め、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を低く抑える。

特定外来生物（P15, 41）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、外来種（海外起源の外来種）の中から、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれのあるものが指定される。特定外来生物は、飼育、栽培、保管、輸入、野外へ放つ、植える及びまくこと等が禁止される。

な 行

二酸化硫黄[SO₂]（P17）

硫黄酸化物（SO_x）は、硫黄の酸化物の総称であり、大気汚染としては主に二酸化硫黄（SO₂）を指す。

主として石油や石炭などの硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させることにより発生し、大気汚染防止法では、ばい煙の一つとして規定し、K値規制や総量規制の対象物質としている。

二酸化炭素（P1, 5, 25, 27, 29）

炭酸ガス又は無水炭酸ともいい、CO₂とも表記。無色、無臭の安定な気体で水に溶け、溶液は微酸性を呈します。大気中には約0.03%存在し、植物の光合成に欠くことができない。しかしながら、人間が石油、石炭、天然ガスという化石燃料を大量に使うようになり、増加している。

二酸化窒素（P17）

窒素酸化物（NO_x）は、窒素の酸化物の総称であり、大気汚染としては一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）の混合物を指す。主として物が燃焼することにより発生し、発生源は自動車や工場・事業場など。光化学オキシダントの原因物質の一つでもある。

ネイチャーポジティブ（P3, 7, 15, 25, 34）

自然再興のことで、生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せることを指す。具体的には、2030（令和12）年までに自然損失を食い止め、回復軌道へと反転させること。

燃料電池（P25, 36）

燃料である水素と酸化剤を外部から供給しつつ反応させて電気を取り出すタイプの電池。燃料電池の用途は幅広く、燃料電池自動車から家庭用の燃料電池、また、移動体用途としては、バス、船等がある。

は 行

廃棄物（P3, 14, 21, 25, 31, 32, 40）

その物を占有している者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないため不要となった物をいい、ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油などの固形状または液状のものをいう。廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物の二つに大別される。

ばい煙（P36）

ばい煙とは、一般的には、工場などで燃料などを燃やしたときに発生する「すす」や「煙」のことをいう。大気汚染防止法では、「硫黄酸化物」「ばいじん」「有害物質」の3種類をばい煙として指定し、それらの排出基準を設けている。

バイオマス（P11, 29）

バイオ（生物資源）とマス（量）を組み合わせた言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたものをバイオマスという。バイオマスの種類としては、紙、家畜ふん尿、食品残渣、木材などがある。

ヒートアイランド（P34）

冷房による人工排熱、コンクリートの建物による蓄熱などにより、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。建物や自動車からの人工排熱の低減、地表面や屋上の緑化、緑地や水面からの冷気のにじみ出しの活用、ライフスタイルの改善などの対策が効果的とされている。

ビオトープ (P23, 34)

生物を意味する“Bio”と場所を意味する”Tope”を合成したドイツ語であり、直訳すれば「生物生息・生育空間単位」の意味である。したがって、特定の生物の生息・生育を中心に考えた自然環境の一空間を示す言葉であり、より端的に言えば野生生物の生息・生育空間を意味するものである。ビオトープ創造事業は、自然環境を野生動植物とその生息・生育空間に注目してとらえなおし、従来の自然環境の保全に加え、質の高い自然環境の復元・創造を目指す事業を展開していこうとするものである。

微小粒子状物質[PM2.5] (P17)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ （マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$ 万分の1m）以下の小さな物質。肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

浮遊物質[SS] (P18)

水質の生活環境項目の一つであり、水中に懸濁している物質のうち、ろ過によって水から分離できるものをいう。単位はmg/Lで表示され、数値が大きいほど透明性が低下する。

浮遊粒子状物質[SPM] (P17)

大気中に浮遊している粒子状の物質（粉じん、ばいじん等）であって、その粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$ 万分の1m）以下の物質をいう。発生源としては、土壌、海塩粒子など自然起源のもの、工場、自動車、家庭などから発生する人為起源によるものや大気中でガス状物質が反応して二次的に生成されるものなどがある。呼吸により体内に入り、肺や気管に沈着して呼吸器に影響を及ぼすといわれている。

フロン類 (P40)

フッ素を含む炭化水素の総称。無害で安定した物質であるため、冷媒、洗浄剤、発泡剤などに使われるが、大気中に放出するとオゾン層の破壊や温暖化の原因となる。

ペロブスカイト (P29)

ペロブスカイト構造（立方体の格子の中に3種類の原子やイオンが特定の位置関係で配置された結晶構造）を持つ材料で製造された太陽電池。従来型のシリコン系太陽電池や化合物系太陽電池に迫る変換効率を持つ。ペロブスカイト太陽電池は、軽量で柔軟性がある点が特徴で、シリコン系太陽電池が設置困難なビルの壁面や耐荷重が低い屋根にも設置できる。比較的容易に製造できるため、太陽光発電の利用可能性を広げる電池として注目を集めている。

や 行

有機農業 (P35)

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のことをいう。

溶存酸素量[D0] (P18)

水中に溶け込んでいる酸素の量のこと。清水中には通常7から10mg/L程度含まれるが、有機物による汚濁が進行すると微生物が酸素を消費するため溶存酸素量は減少する。水の自浄作用や水中生物の生存には欠くことができない。

4 R (P25, 31)

次の4つの取組みを表す英語の頭文字をとって「4 R」と呼ばれている。

- ・リフューズ (Refuse) : ごみの発生を抑制する
- ・リデュース (Reduce) : ごみを減量する
- ・リユース (Reuse) : 一度使ったものを繰り返し使う
- ・リサイクル (Recycle) : 資源として再利用する

ら 行

レッドデータブック (P15)

絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息・生育状況を解説した資料集である。国際的には、国際自然保護連合 (IUCN) が 1966 (昭和 41) 年に刊行を開始、その後改訂が続けられている。表紙が危機を意味する赤であったことから、レッドデータブックと呼ばれている。我が国では、1991 (平成 3) 年に当時の環境庁が「日本の絶滅のおそれのある野生生物 (脊椎動物編)」を発行し、以降順次発行・改訂している。埼玉県では、動物編を 1996 (平成 8) 年に、植物編を 1998 (平成 10) 年に発行し、以降改訂が行われている。

資料2 関連する条例等

● 行田市環境基本条例

平成 14 年 3 月 29 日条例第 9 号

改正 平成 24 年 3 月 27 日条例第 1 号

行田市は、利根川や荒川などの自然の恩恵を受けながら、美しい田園風景をかたちづくってきた人々の営みを礎にして、特色のある歴史と文化を育んできた。

市内には、豊かな自然に包まれたさきたま古墳公園や古代蓮の里をはじめ、忍藩十万石の城下町にまつわる歴史的遺産なども数多く残され、季節を問わず市民に安らぎと潤いを与えている。

しかしながら、私たちの経済活動、産業活動、そして日常生活による環境への負荷が、深刻な環境問題を発生させており、とりわけ地球規模での環境破壊は、現在及び将来の健全な人類社会の存続をも脅かすほどになっている。

私たちは、人類の生存基盤である環境に対する理解を深め、その保全に努めるのみでなく、よりよい環境の創造を推進するため、共に力を合わせ、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な社会を構築する必要がある。

ここに、先人から受け継いだ住みよい環境を保全するとともに、将来にわたって自然と人間が共生できる水と緑、健康で快適な住みよいまち行田の実現をめざして、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある豊かな環境の恵みを受けられるとともに、人類の存続基盤である環境が良好に将来の世代に引き継がれるように適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、全ての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

- 3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることに鑑み、地球規模の環境問題の解決に寄与する地域の取組として、あらゆる事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

- （1） 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となり、又は環境保全上の重大な支障を生ずるおそれが発生した場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。
- （2） 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するため必要な措置を講ずること。
- （3） 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。
- （4） 健康に影響を与え、又は環境に大きな負荷を与えるような材料を使用しないこと。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるように努めなければならない。

- 2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止し、及び快適な生活環境を損なわないようにするため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第1節 環境基本計画

（環境基本計画の策定）

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1） 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び基本的かつ総合的な施策の大綱
- （2） 市、事業者及び市民が環境の保全及び創造のために、それぞれ配慮すべき事項を示す指針

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、行田市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第2節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる全ての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第9条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たって、あらかじめ環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(規制措置)

第10条 市は、公害その他環境の保全上の支障を防止するため、その所掌する事務に関し、必要な規制措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第11条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、多様な野生生物の生息空間の確保、環境保全上重要な意義を有する生態系の保護、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

3 前項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境への負荷の低減に関する製品等の利用の促進)

第12条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育、学習等)

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興に必要な指導者その他の人材を育成し、及び活用するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(民間団体等の自発的な環境保全活動の促進)

第14条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の提供等)

第15条 市は、第13条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、市民生活に密接な関係のある環境に関する情報については、速やかに公表するものとする。

(市民の意見の反映等)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に対し、市民が意見を反映させ、又は調査、検討等を求めることができるようにするため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(情報収集及び調査の実施)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の適正な推進に資するため、環境に関する情報の収集及び必要な調査の実施に努めるものとする。

(監視及び測定)

第18条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視及び測定の実施に必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(報告書の作成)

第19条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して実施した施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3節 地球環境の保全及び国際協力

第20条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策の推進に努めるものとする。

2 市は、国、県及び関係機関と連携して、情報の提供等により、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 環境の保全及び創造のための推進体制

(総合調整のための体制の整備)

第21条 市長は、第8条に定める環境への配慮を優先し、環境の保全及び創造に関する施策について総合的な調整を行うために必要な体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第22条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(民間団体等との連携)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、民間団体等と連携して取り組むための体制の整備に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

附 則 (略)

● 行田市環境審議会条例

平成 12 年 3 月 27 日条例第 9 号

改正 平成 14 年 6 月 21 日条例第 25 号

平成 15 年 3 月 31 日条例第 1 号

平成 17 年 9 月 30 日条例第 32 号

(設置)

第 1 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、行田市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項についての調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会の委員は、11 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 事業所等の代表者
- (4) 公募の市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 2 号又は第 3 号の区分により委嘱された委員が当該各号に掲げる職を失ったときは、同時に委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長は、会長をもって充てる。

- 2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席、資料の提出)

第 7 条 審議会が特に必要があると認めたときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (略)

● 行田市環境基本計画推進委員会設置規定

平成16年6月24日訓令第12号
本庁出先機関各執行機関公営企業
改正 平成17年12月15日訓令第26号
平成19年3月26日訓令第10号
平成24年3月30日訓令第2号
平成24年11月5日訓令第12号
平成25年3月18日訓令第2号
平成28年3月25日訓令第9号
令和2年3月27日訓令第7号
令和3年3月31日訓令第9号
令和4年3月9日訓令第6号
令和5年9月29日訓令第10号
令和6年5月8日訓令第13号

(設置)

第1条 本市における環境基本計画に基づく施策を効果的に推進するため、行田市環境基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画における重点的施策の調査及び検討に関すること。
- (2) 環境施策等を効果的に実施するために必要な調整に関すること。
- (3) 環境施策等の実施状況の点検及び評価に関すること。
- (4) その他環境基本計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充て、市長が任命する。
- 3 委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(職務従事の形態)

第5条 委員は、現所属のまま、必要の都度、委員会の職務に従事する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、再度招集してもなお過半数に達しないときは、この限りでない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

(雑則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 (略)

別表 (第3条関係)

総合政策部	企画政策課長 財産管理課長
総務部	人事課長
市民生活部	交通対策課長
環境経済部	商工観光課長 環境課長 農政課長
健康福祉部	福祉課長
都市整備部	都市計画課長 建築開発課長 企業誘致課長 下水道課長 水道課長
建設部	道路治水課長 営繕課長
学校教育部	教育総務課長 教育指導課長
生涯学習部	生涯学習課長

資料3 行田市環境審議会委員名簿

任期 令和4年9月22日～令和6年9月21日

(敬称略)

氏 名	所属団体	備 考
大竹 由夏	ものづくり大学	
古谷 民子	テクノ・ホルティ園芸専門学校	副会長
新井 智	特定非営利活動法人埼玉県環境カウンセラー協会	
佐藤 良子	行田市衛生協力会連合会	
猪狩 亮平	行田警察署	
嶋田 知英	埼玉県環境科学国際センター	会長
飯塚 浩	埼玉県行田県土整備事務所	
須賀 和人	行田市富士見工業団地協議会	
藤井 進介	住友電工オプティフロンティア株式会社	
漆原 ひろみ	岩崎電気株式会社 埼玉製作所	
青木 孝茂	公募	

任期 令和6年12月12日～令和8年12月11日

(敬称略)

氏 名	所属団体	備 考
大竹 由夏	ものづくり大学	
古谷 民子	テクノ・ホルティ園芸専門学校	副会長
新井 智	特定非営利活動法人埼玉県環境カウンセラー協会	
加藤 永子	行田市衛生協力会連合会	
姉崎 亮太	行田警察署	
嶋田 知英	埼玉県環境科学国際センター	会長
根岸 邦明	埼玉県行田県土整備事務所	
須賀 和人	行田市富士見工業団地協議会	
藤井 進介	住友電工オプティフロンティア株式会社	
漆原 ひろみ	岩崎電気株式会社 埼玉製作所	
青木 孝茂	公募	

資料4 計画策定の経緯

● 令和4年度

行田市環境審議会

回	開催日	概 要
第1回	令和4年9月22日	会長、副会長の選任 諮問 第3次行田市環境基本計画策定について
第2回	令和4年12月9日	市民・事業者アンケートについて 令和4年度版行田市環境報告書について

行田市環境基本計画推進委員会

回	開催日	概 要
第1回	令和4年8月30日	第3次行田市環境基本計画策定方針について
第2回	令和4年11月9日	市民・事業者アンケートについて 令和4年度版行田市環境報告書について

● 令和5年度

行田市環境審議会

回	開催日	概 要
第1回	令和5年7月19日	第3次行田市環境基本計画基礎調査結果について 第3次行田市環境基本計画素案について

行田市環境基本計画推進委員会

回	開催日	概 要
第1回	令和5年7月4日	第3次行田市環境基本計画基礎調査結果について 第3次行田市環境基本計画素案について

● 令和6年度

行田市環境審議会

回	開催日	概 要
第1回	令和6年12月12日	会長、副会長の選任 第3次行田市環境基本計画案について
第2回	令和7年3月10日	パブリックコメントの報告 第3次行田市環境基本計画案について 答申

● パブリックコメント

令和7年1月10日（金）～令和7年2月9日（日）

資料5 諮問・答申

● 諮問

行環第1544号
令和4年 9月22日

行田市環境審議会長 様

行田市長 石井 直彦

第3次行田市環境基本計画（案）の策定について（諮問）

第3次行田市環境基本計画（案）の策定について、行田市環境審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

● 答申

令和7年3月10日

行田市長 行田 邦子 様

行田市環境審議会
会長 嶋田 知英

第3次行田市環境基本計画（案）の策定について（答申）

令和4年9月22日付け行環第1544号にて諮問のありました「第3次行田市環境基本計画（案）」の策定について慎重に審議した結果、「第3次行田市環境基本計画（案）」を別添のとおり取りまとめ、当審議会としてこれを答申します。

なお、計画の推進にあたっては、下記の事項について十分配慮されることを要望します。

記

- 1 相互に関連している施策については、分野横断的に全市をあげて取り組むこと。
- 2 本計画を分かりやすく市民・事業者周知し理解と協力を求め、市民・事業者及び市の協働により本計画を推進すること。
- 3 本計画を推進するため、施策の進捗状況について点検及び評価を行い、その結果を速やかに環境報告書として取りまとめ、公表すること。
- 4 今後の社会経済環境の変化を把握し、適切な時期に本計画の見直しをすること。

第3次行田市環境基本計画
令和7年3月発行

発 行:行田市

編 集:行田市 環境経済部 環境課

〒361-0031 埼玉県行田市緑町 13 番 12 号

TEL 048-556-9530



行田市